

草津市学校給食センターおよび第二学校給食センター
物資納入業者留意事項

草津市学校給食物資納入業者の登録承認を受けた責任者は、下記事項について御留意願うとともに、
給食物資を取り扱う家族・従業員に対しても周知徹底していただきますようお願ひいたします。

記

1. 登録期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2. 見積書について

(ア) 見積書は、日付・住所・業者名・代表者氏名・業者登録番号を記入し代表者印押印のうえ、入札通知書の留意事項を厳守し提出のこと。

(イ) 見積金額は、消費税を除いた金額を記入のこと。

(ウ) 定刻までに見積書を提出しなかったときは、棄権とみなし、その後の申し出等には応じない。

3. 物資納入業者の決定について

納入業者の決定は、見積価格およびサンプルの他提出が必要な書類等により、物資選定懇談会で決定する。

4. 注文書の交付について

FAX等により発注の連絡を受けた業者は、速やかに連絡のあった学校給食センターへ受け取りに来ること。

5. 衛生管理について

物資納入業者は、毎月検便を受ける等、衛生管理に十分注意すること。

各種証明書等の提示を求めた場合は、速やかに提出すること。

6. 物資の納入について

(ア) 伝票記入上の注意

*納品書・請求書は、各事業者の任意様式を使用すること。

*納品書は物資納入時に提出し、請求書は月の最終納品日から3営業日以内に当該月分をまとめて提出すること。

(請求書は当該月分をまとめて一枚に記載したものでも可)

*金額の訂正は、無効とする。

*納品書・請求書その他書類は、代表者印を押印のこと。

*各書類は、登録業者名を使用のこと。

*請求書には、請求月（●月分）・物品名・登録番号（インボイス制度の登録申請により発行された番号）・消費税額および適用消費税率を明示すること。（円未満切り捨て）

- (イ) 指定時刻や指示事項を厳守すること（当日納品、前日納品に留意）。

*当日納品：学校給食センターは午前8時から8時25分まで、第二学校給食センターは午前8時から9時まで

*前日納品：学校給食センターは午前10時から11時まで、第二学校給食センターは午前11時30分から午後1時まで（土・日・祝休日を除く。）

*（生鮮野菜については、）指定した日に納品すること。

- (ウ) 容器については、現品に適応した衛生的なものを使用し、用済みの容器は、速やかに回収すること。容器には、テープや紙のはがし残りなどの汚れがないようにすること。
- (エ) 檢査受領後であっても不良品等と認めた場合は、これを良品と取り替え、または納品物を返却することがある。

また、数量不足や取り替えの場合は、指定した日時に速やかに納品すること。

7. 代金の支払

- (ア) 請求書類は原則、月の最終納品日から3営業日以内に当該月分をまとめて学校給食センター、第二学校給食センターへそれぞれ提出すること。
- (イ) 代金は、原則として登録された金融機関（ゆうちょ銀行以外）への振込とし、約半月から1か月ごとに集計し振込むものとする。なお、市会計課から振込についての通知があるので、これにより確認すること。

8. その他

- (ア) 発注を受け、納入する食材については、衛生管理を徹底し、異物混入等のないようにすること。
また、万一不測の事態が起こる場合は、必ず学校給食センターへ事前に連絡するとともに、学校給食センター職員の指示により対処すること。
- (イ) 学校給食センター内での自動車運転については特に注意し、人命や施設設備の安全を期すること。
また、各小・中学校への直送の場合も同様とします。
- (ウ) 入札参加資格審査申請書の提出後および登録期間中に、本社・営業所所在地、代表者、支店長、営業所長、電話番号、使用印鑑など、申請内容に変更が生じる場合は、直ちに学校給食センターへ連絡いただくとともに変更申請書を提出すること。

納品に関する注意事項

1. 数量の確認

- 野菜等は箱単位の重量が一定でない場合には、箱にその重量を記入のこと。

2. 産地等の明示について

- 物資の納品は、別紙様式1により必要事項を記入し、添付すること。
- 賞味期限、消費期限、ロット番号等についても2種類以内とすること。
- 野菜等の納品は2つの産地以内とすること。

契約物資について

*年間分契約物資（4月～翌3月まで）----- 約90品目

*学期分契約物資（1学期・2学期・3学期）----- 約15品目

*月分契約物資（月ごと）----- 約70品目

様式 1

令和 年 月 日

草津市学校給食センター所長 様

(業者名)

(印)

証 明 書

下記のとおり証明します。

品 名		
納 品 日	年 月 日	
納 品 数 量		
規 格		
産地・メーカー		
期限表示	賞味期限・消費期限	年 月 日
	製造日・加工日	年 月 日
*肉類の場合は、部位名		

- (注意) • 賞味期限、消費期限、ロット番号等についても 2種類以内とすること。
• 野菜等の納品は 2つの産地以内とすること。
• 草津市産を指定している場合は、草津市の生産者の氏名を品名の横に記入すること。生産者の氏名については、市場の生産者番号でもよい。

見積入札書類の注意事項

○見積書及び成分表等について

- ・見積書と成分表・配合表・細菌検査書・非遺伝子組換材料使用証明書類・産地証明書等（以下、「成分表等」という。）は、別の封筒に入れてください。
- ・成分表等は、A4サイズの書類に統一してください。また、商品名ごとにホッチキス等でひとまとめにし、一枚目右肩に「商品番号（〇で囲む）、見積該当月、業者番号」の順に記入してください。
例：「①・1月分・100」
- ・細菌検査書は日本語表記のものにしてください。
- ・加工品については、加工場所が分かる書類を提出してください。（魚類等を含みます。）
- ・中国産の食材が原材料に含まれていましたら、安全証明書を提出してください。

○見本について

- ・肉（牛肉・豚肉・鶏肉・ワインナー・焼き豚・ハム等）の見本は、一品につき100グラム（個数物は3個）程度にしてください。
- ・一食用食品（冷凍含む）は、3個程度にしてください。
- ・乾物等については、小分けにしないでください。（製品一袋を提出してください。）
- ・見本には、（別紙様式2）のラベルをコピーして、しっかりと取れないように貼り付けてください。
- ・全て、2階調理実習室に持参してください。立会しませんが、品目ごとに指定した場所に置いてください。

○食品のコンタミネーションについて

- ・入札される食品は、全てコンタミネーション確認書（別紙様式3）の提出をお願いします。
- ・確認書が複数枚必要でしたら、コピーして記入をお願いします。

詳細は見積入札通知書をご確認ください

(様式2)

月分 見本	
番 号	
品 名	
業者番号	

月分 見本	
番 号	
品 名	
業者番号	

月分 見本	
番 号	
品 名	
業者番号	

月分 見本	
番 号	
品 名	
業者番号	

月分 見本	
番 号	
品 名	
業者番号	

月分 見本	
番 号	
品 名	
業者番号	

月分 見本	
番 号	
品 名	
業者番号	

月分 見本	
番 号	
品 名	
業者番号	

(様式3)

コンタミネーション確認書

業者番号

※食品のコンタミネーション（製造過程での偶発的な汚染）について下記のとおりご報告します。

商品番号	商品名	製造業者・加工業者

1. 使用原材料以外に、同一製造ライン、同一工場内等で「特定原材料8品目」および「特定原材料に準ずるもの20品目」の使用はありますか。また、漁法・採取時で「特定原材料8品目」および「特定原材料に準ずるもの20品目」の混入の可能性はありますか。どちらかに○をしてください。

・ある

・なし

※以下、①であるに○をした場合にのみ記入してください。

2. その原材料はどこで使用または採取する時に混入する恐れがありますか。該当するもの全てに○をしてください。 **※①同一製造ラインが○なら、②同一工場内にも○をしてください。**

①同一製造ライン

②同一工場内

③漁法 採取時に混入

3. そのアレルギー食材は何ですか。該当する食品に○をしてください。

【特定原材料】

卵	乳	小麦	えび	かに	そば	落花生	くるみ

【特定原材料に準ずるもの】

いか	あわび	いくら	さけ	さば	キウイフルーツ	オレンジ	もも	りんご	山芋	大豆	ゼラチン	牛肉	鶏肉	豚肉	バナナ	ごま	カシュー	アーモンド	マカダミアナッツ

4. ライン洗浄等のコンタミネーション防止策は行っていますか。どちらかに○をしてください。

・はい（行っている）

・いいえ（行っていない）

※以下、4ではいに○をした場合のみ記入してください。

5. どのような、対策を行っていますか。（(例)アルカリ洗剤を使用し器具を洗浄 製造順序を設定等）

--